

## 第1号議案

愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年1月13日提出

愛南町長 中村 維伯

### 提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に規定する標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行に伴い、条例中に住登外者宛名情報を管理する事務を規定するため。

愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年愛南町条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務
- (2) 別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務
- (3) 町長又は愛南町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う特定個人番号利用事務
- (4) 町長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務

第4条第2項中「第1欄」を「左欄」に、「第2欄」を「中欄」に、「第3欄」を「右欄」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 町長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(町の住民基本台帳に記載されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1中

6 教育委員会部 局	児童生徒の就学援助に関する事務であって、経済的理由によって就学が困難な児童生徒に対し学用品費等の援助を行うもの	を
7 教育委員会部 局	児童生徒の特別支援教育就学奨励費に関する事務であって、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、就学の経済的負担を軽減するための援助を行うもの	

」

6 町長部局	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって、住登外者の情報の登録、変更、削除その他の住登外者の情報を管理するもの	に 」
7 教育委員会部局	児童生徒の就学援助に関する事務であって、経済的理由によって就学が困難な児童生徒に対し学用品費等の援助を行うもの	
8 教育委員会部局	児童生徒の特別支援教育就学奨励費に関する事務であって、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、就学の経済的負担を軽減するための援助を行うもの	
9 教育委員会部局	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって、住登外者の情報の登録、変更、削除その他の住登外者の情報を管理するもの	

改める。

別表第2の1の項及び2の項中「(3) 住民税課税情報」を

「(3) 住民税課税情報  
(4) 住登外者宛名情報」に改め、同表の5の項、7の項及び9の項中  
「(2) 住民税課税情報」を

「(2) 住民税課税情報  
(3) 住登外者宛名情報」に改め、同表の10の項中  
「(3) 住民税課税情報」を

「(3) 住民税課税情報  
(4) 住登外者宛名情報」に改め、同表に次のように加える。  
報

11 教育委員会部局	児童生徒の就学援助に関する事務であって、経済的理由によって就学が困難な児童生徒に対し学用品費等の援助を行うもの	住登外者宛名情報
12 教育委員会部局	児童生徒の特別支援教育就学奨励費に関する事務であって、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、就学の経済的負担を軽減するための援助を行うもの	住登外者宛名情報

別表第3の3の項中「(2) 住民税課税情報」を

「(2) 住民税課税情報  
(3) 住登外者宛名情報」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の2の項中

「(2) 住民税課税情報」を  
「 (2) 住民税課税情報  
 (3) 住登外者宛名情  
 報」

に改め、同項を同表の3の項とし、同表中1の項  
を

2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 町長部局	住登外者宛名番号管 理機能による住登外 者の情報の管理に關 する事務であって、 住登外者の情報の登 録、変更、削除その他 の住登外者の情報を 管理するもの	教育委員会部局	住登外者宛名情報
--------	--	---------	----------

別表第3に次のように加える。

5 教育委員会部局	住登外者宛名番号管 理機能による住登外 者の情報の管理に關 する事務であって、 住登外者の情報の登 録、変更、削除その他 の住登外者の情報を 管理するもの	町長部局	住登外者宛名情報
-----------	--	------	----------

#### 附 則

この条例は、令和8年2月24日から施行する。

## 愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

情報システムの機能であって住登外者(町の住民基本台帳に記載されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条、第6条 略

別表第1(第4条関係)

機関	事務
(中略)	
5 町長 部局 <u>(新設)</u>	略
6 教育 委員会 部局	略
7 教育 委員会 部局 <u>(新設)</u>	略

5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条、第6条 略

別表第1(第4条関係)

機関	事務
(中略)	
5 町長 部局	略
6 町長 部局	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって、住登外者の情報の登録、変更、削除その他の住登外者の情報を管理するもの</u>
7 教育 委員会 部局	略
8 教育 委員会 部局	略
9 教育 委員会部 局	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって、住登外者の情報の</u>

			<u>登録、変更、削除その他</u> <u>の住登外者の情報を管理</u> <u>するもの</u>
別表第2(第4条関係)			
機関	事務	特定個人情報	
1 町長 部局	重度心身 障害者の 医療の給 付に關す る事務で あって、 重度心身 障害者の 医療費に 対し給付 を行うも の	(1) 住基 情報 (2) 保険 証の情報 (資格取得 年月日、 記号番号 等) (3) 住民 税課税情 報 <u>(新設)</u>	
2 町長 部局	ひとり親 家庭の医 療の給付 に關する 事務であ って、ひ とり親家 庭の医療 費に対し 給付を行 うもの	(1) 住基 情報 (2) 保険 証の情報 (資格取得 年月日、 記号番号 等) (3) 住民 税課税情 報 <u>(新設)</u>	
(中略)			
5 町長 部局	後期高齢 者医療給	(1) 住基 情報	
別表第2(第4条関係)			
機関	事務	特定個人情報	
1 町長 部局	重度心身 障害者の 医療の給 付に關す る事務で あって、 重度心身 障害者の 医療費に 対し給付 を行うも の	(1) 住基 情報 (2) 保険 証の情報 (資格取得 年月日、 記号番号 等) (3) 住民 税課税情 報 <u>(4) 住登 外者宛名 情報</u>	
2 町長 部局	ひとり親 家庭の医 療の給付 に關する 事務であ って、ひ とり親家 庭の医療 費に対し 給付を行 うもの	(1) 住基 情報 (2) 保険 証の情報 (資格取得 年月日、 記号番号 等) (3) 住民 税課税情 報 <u>(4) 住登 外者宛名 情報</u>	
(中略)			
5 町長 部局	後期高齢 者医療給	(1) 住基 情報	

	付の支給 に関する 事務	(2) 住民 税課税情 報 <u>(新設)</u>		付の支給 に関する 事務	(2) 住民 税課税情 報 <u>(3) 住登 外者宛名 情報</u>	
6 町長 部局	略	略		6 町長 部局	略	略
7 町長 部局	特別児童 扶養手当 の支給に 関する事 務	(1) 住基 情報 (2) 住民 税課税情 報 <u>(新設)</u>		7 町長 部局	特別児童 扶養手当 の支給に 関する事 務	(1) 住基 情報 (2) 住民 税課税情 報 <u>(3) 住登 外者宛名 情報</u>
8 町長 部局	略	略		8 町長 部局	略	略
9 町長 部局	障害児福 祉手当、 特別障害 者手当及 び経過的 福祉手当 の支給に 関する事 務	(1) 住基 情報 (2) 住民 税課税情 報 <u>(新設)</u>		9 町長 部局	障害児福 祉手当、 特別障害 者手当及 び経過的 福祉手当 の支給に 関する事 務	(1) 住基 情報 (2) 住民 税課税情 報 <u>(3) 住登 外者宛名 情報</u>
10 町長 部局	障害者の 日常生活 及び社会 生活を総 合的に支 援するた めの法律 (平成17年 法律第123 号)による	(1) 住基 情報 (2) 保険 証の情報 (資格取得 年月日、 記号番号 等) (3) 住民 税課税情		10 町長 部局	障害者の 日常生活 及び社会 生活を総 合的に支 援するた めの法律 (平成17年 法律第123 号)による	(1) 住基 情報 (2) 保険 証の情報 (資格取得 年月日、 記号番号 等) (3) 住民 税課税情

	<p>自立支援 医療費(精 神通院医 療に係る ものに限 る。)の支 給認定の 審査及び 支給認定 の変更の 認定に係 る審査に 関する事 務</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>報 <u>(新設)</u></p>	
		<p>11 教育 委員会 部局</p> <p><u>児童生徒 の就学援 助に關す る事務で あって、 経済的理 由によっ て就学が 困難な児 童生徒に 対し学用 品費等の 援助を行 うもの</u></p>	<p>自立支援 医療費(精 神通院医 療に係る ものに限 る。)の支 給認定の 審査及び 支給認定 の変更の 認定に係 る審査に 関する事 務</p> <p><u>(4) 住登 外者宛名 情報</u></p>
		<p>12 教育 委員会 部局</p> <p><u>児童生徒 の特別支 援教育就 学奨励費 に關する 事務であ って、特 別支援学 級に在籍</u></p>	

				する児童 生徒の保 護者に対 し、就学 の経済的 負担を軽 減するた めの援助 を行うも の	
--	--	--	--	---	--

別表第3(第5条関係)

情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個 人情報
(新設)			

別表第3(第5条関係)

情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個 人情報
1 町 長部 局	住登外 者宛名 番号管 理機能 による 住登外 者の情 報の管 理に関 する事 務であ って、 住登外 者の情 報の登 録、変 更、削 除その 他の住 登外者 の情報 を管理 するも の	教育委 員会部 局	住登外 者宛名 情報

<u>1</u> 教育委員会部局	略	略	略		<u>2</u> 教育委員会部局	略	略	略	
<u>2</u> 教育委員会部局	児童生徒の就学援助に関する事務であつて、経済的理由によつて就学が困難な児童生徒に対し学用品費等の援助を行つもの	町長部局	(1) 住基情報 (2) 住民税課税情報 <u>(新設)</u>		<u>3</u> 教育委員会部局	児童生徒の就学援助に関する事務であつて、経済的理由によつて就学が困難な児童生徒に対し学用品費等の援助を行つもの	町長部局	(1) 住基情報 (2) 住民税課税情報 <u>(3) 住登外者宛名情報</u>	
<u>3</u> 教育委員会部局	児童生徒の特別支援教育就学奨励費に関する事務であつて、特別支援学級に在籍する児童生徒	町長部局	(1) 住基情報 (2) 住民税課税情報 <u>(新設)</u>		<u>4</u> 教育委員会部局	児童生徒の特別支援教育就学奨励費に関する事務であつて、特別支援学級に在籍する児童生徒	町長部局	(1) 住基情報 (2) 住民税課税情報 <u>(3) 住登外者宛名情報</u>	

	の保護者に対し、就学の経済的負担を軽減するための援助を行うもの			
(新設)		5 教育委員会 部局	住登外者宛名 番号管理機能 による 住登外者の情報の管理による事務であって、 住登外者の情報の登録、変更、削除その他の住登外者の情報を管理するもの	町長部局 住登外者宛名情報